申込全般についての注意事項（１次募集・２次募集共通）

○本書を最後までよく読んで、申込資格・入居申込要件（26～30ページ）や申込にあたっての注意事項（31～32ページ）等を確認してお申込ください。

○「市営住宅入居申込書（47ページ）」と一緒に「セルフチェックシート（49ページ）」を提出してください。

○入居資格を満たしていない場合等には、当選しても失格となります。 本書を確認してから、市営住宅入居申込書を記入してください。

○優遇対象でなかった場合や、申込不可能な住宅に申込まれていた場合等、「市営住宅入居申込書（47ページ）」や「セルフチェックシート（49ページ）」の記入に不備があった場合には、当選しても失格となります。

○「市営住宅入居申込書」に記入された住所に、抽選ハガキや当選後の書類を送付します。

○提出された書類等は一切返還できません。

○入居募集期間最終日に申込内容の変更を希望される場合は、本人又は入居する家族（未成年者不可）の方が、岡山市営住宅管理センターへ来所してください。

窓口受付における注意事項（１次募集・２次募集共通）

○申込書は、申込内容を確認する必要がありますので、来所される場合は、原則本人又は入居する家族（未成年者不可）の方が持参してください。
※特段の事情がある方は、事前にご相談ください。

○窓口の来所状況によってはお待たせする場合がございますので、時間に余裕を持ってお越しください。

○募集受付期間以外は受付できません。

郵送受付における注意事項（１次募集のみ）

○ 「市営住宅入居申込書（47ページ）」記入後に、「セルフチェックシート（49ページ）」で再度記入に誤りがないか、よく確認してから郵送してください。

○郵送料はご負担ください。郵送料が不足している申込は、無効となります。

○郵送後、電話による書類の補正はできません。補正する場合は来所して頂くことになります。

○郵便事故等を避けるため、できるだけ書留、特定記録等をご利用いただき、５月１５日までに電話連絡（０８６－２０６－５５６０）にて書類の到着を確認してください。宅配便・メール便の申込等は無効となります。また、郵便事故等のトラブルによる救済措置はありません。

○郵便法改正に伴うサービスの見直し（土曜日配達休止）により、郵便物配達日数が繰り下げになっています。申込書を郵送する際は、日数に余裕をもって投函してください。有効消印でない申込、5月18日（土）以降に到着した申込は無効となります。

（３）申込にあたっての注意事項

① 市営住宅には契約期間制度が適用されます。

◇ 市営住宅に入居できる期間は、高齢者や障害者等を除く単身者世帯は入居日から3年、それ以外の世帯は5年となります（44ページ参照）。

◇ 入居契約期間満了日の3か月前から1か月前までに更新手続が必要になります。

※更新時に、市営住宅への入居資格を満たす世帯のみ、更新できます。更新時に、政令月収額が収入基準を超える場合は更新できません。

② 申込時に、希望住宅（１世帯１住宅）を指定していただきます。

◇ 受付期間後の希望住宅の変更はできません。

※２次募集は申込受付後、希望住宅の変更はできません。

◇ 同居予定者に小学生・中学生がいる場合は、５ページに募集団地の小学校区・中学校区を記載していますのでご確認ください。

◇ １世帯で２つ以上の住宅に申込や、申込をした方が他の申込者の家族になっている等の場合は、重複するすべての申込が無効となります。

③ 『市営住宅入居申込書』の記載事項を、募集受付期間後に変更することはできません。

◇ 『市営住宅入居申込書』の「入居しようとする人」の欄に記載されていない方は、申込後に出生した子を除き入居できません。

◇ 『市営住宅入居申込書』の「入居しようとする人」が死亡されても、同居予定者全員が入居資格をみたしている場合には入居することができます。そうでない場合は無効又は失格となります。

◇ 婚約で申込される方は資格審査日までに入籍されていない場合、また婚約者が変わった場合には失格となります。

◇ 配偶者と別の世帯として申込はできません。離婚予定の方は資格審査日までに離婚が成立していない場合、失格となります（離婚調停中、DV 被害者の方は除く）。

④ 『市営住宅入居申込書』受付後、入居資格を調査することがあります。

⑤ 次の場合は申込を無効又は失格とします。

◇ 入居資格がないとき。

◇ 『市営住宅入居申込書』の記載内容及び提出書類に虚偽・不正のあることが判明したとき。

◇ 入居手続に必要な書類を指定期限までに提出しないとき。

◇ 入居申込要件に該当しない住宅に申込をしているとき。

⑥ 友人等の寄合世帯は申込資格がありません。

⑦ 市営住宅に入居中、又は過去に市営住宅に入居していた世帯で、家賃等が滞納（未納）になっている世帯の名義人（契約者）、又は連帯保証人は、滞納を完済する必要があります。

⑧ パートナーシップ宣誓制度による入居を希望される世帯は当選後にパートナーシップ宣誓書受領証の提出が必要です。

⑨ 当選率の優遇措置があります。(1次募集のみ)

申込時点で、次に該当する世帯は、抽選に当たり抽選番号が2つ与えられます(優遇抽選)。当選後に、必ず証明する書類又は該当の手帳が必要になります。必要な書類等の提出がない場合、又は不備がある場合は失格となります。

該　当　要　件	確　認　書　類
Ⅰ　老人世帯 申込者が６０歳以上で単身者である、又は同居の親族が次のいずれかに該当する方のみからなる世帯であること。 ア 配偶者　　イ ６０歳以上の方　　ウ １８歳未満の児童	住　民　票 又は 年齢及び続柄を確認できる公的書類
Ⅱ　心身障害者世帯　：入居予定者が、次のいずれかに該当すること。	
ア　戦傷病者手帳（第１款症以上）の交付を受けている方	戦 傷 病 者 手 帳
イ　身体障害者手帳（１～４級）の交付を受けている方	身 体 障 害 者 手 帳
ウ　精神障害者保健福祉手帳（１～３級）の交付を受けている方	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳
エ　療育手帳（ＡまたはＢ）の交付を受けている方	療　育　手　帳
オ　難病患者等 障害者総合支援法第４条第１項に規定する治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であって障害者福祉サービス受給者証又は、地域相談支援受給者証を所持している方	障害者福祉サービス 受給者証 又は 地域相談支援受給者証
Ⅲ　ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯） 申込者が配偶者のない方で、同居を予定している全ての方が申込者の子で、２０歳未満であり、その子を現に扶養し、現に同居しているか又は同居しようとしている方	戸籍全部事項証明書又は 児童扶養手当証書　又は ひとり親家庭等 医療費受給資格証
Ⅳ　配偶者等からの暴力被害者（ＤＶ被害者）世帯 岡山市営住宅条例第５条第３項第３号の要件に該当する者又は岡山市男女共同参画相談支援センターその他の公的機関において，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第１条第３項に規定する配偶者若しくは同法第28条の２に規定する関係にある相手からの暴力の被害を受けたことの証明が受けられる者	裁判所の保護命令書等
Ⅴ　犯罪被害者 岡山市犯罪被害者等基本条例(平成22年市条例第56号)第２条第２号に規定する犯罪被害者等	生活安全課が発行する証明書
Ⅵ　子育て世帯 18歳に達した日以後の最初の３月３１日までの間にある者を含む世帯	住　民　票

年齢については資格審査日（令和６年７月１日）の年齢で確認します。

⑩　シルバーハウジング、下肢障害者向住宅に申込される方は、当選後に、必ず証明する書類又は該当の手帳が必要になります。必要な書類等の提出がない場合、又は不備がある場合は失格となります。

申　込　住　宅　の　種　別	確認書類
シルバーハウジング	住　民　票
下肢障害者向住宅	身体障害者手帳 （下肢のみで１・２級）
下肢障害者向住宅（要件緩和） 直近の公募において入居者がなかった下肢障害者向住宅 申込者又は同居者が下肢のみの障害で1･2級又は下肢若しくは体幹の障害のため身体障害者手帳の交付を受け、当該障害により常時車いすを使用していること。	身体障害者手帳等 車いすの使用が確認できる書類